

香美市本庁舎南駐車場 各種イベント等 使用マニュアル



令和8年6月1日版

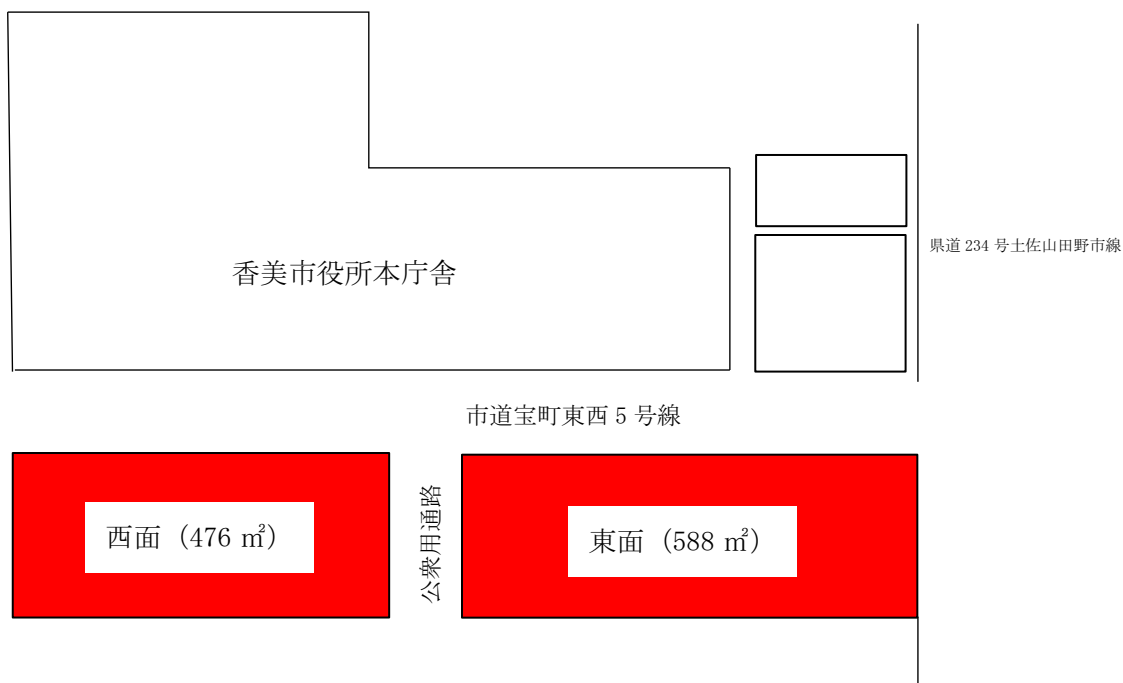
はじめに

令和8年5月に完成した本庁舎南駐車場では、市役所閉庁日にイベント等として使用することができるようになりました。

イベント等としての使用を希望する場合は、申請書の提出が必要となります。事前に本マニュアル及び香美市本庁舎南駐車場各種イベント等使用要綱をご確認いただき、商工観光課へご相談ください。

使用できる場所について

使用できる場所は下記の図のとおりです。公衆用通路を境として東面と西面とに分かれており、東面、西面、またはその両方を使用することができます。



使用可能期間・時間について

○使用可能期間

原則土曜日、日曜日及び祝日等の市役所閉庁日

○使用可能時間

原則午前7時から午後9時まで

※管理上特に問題ないと認める場合は、使用時間外の間無料で荷物を置くことができます。ただし、使用日前日の閉庁日に限ります。

※管理上特に問題ないと認める場合は、午前6時から使用することができます。ただし、この分の使用料は通常通り発生します。

※その他、上記以外の使用を希望する場合は、事前にご相談ください。

使用料について

使用料は表のとおりです。

使用区分	料金（1時間あたり）
東面（588 m ² ）	660 円
西面（476 m ² ）	440 円
全面（1,064 m ² ）	1,100 円

※使用料は税込表示です。

※1時間未満の使用は、1時間の使用とみなします。

※使用料には、光熱水費も含まれます。

※敷地の一部を使用する場合でも、敷地全体に係る使用料をお支払いいただきます。

使用対象者

施設を使用できるのは、原則として下記のいずれかに該当する方となります。次のいずれにも該当しない場合は、事前にお問い合わせください。

- （1）国又は地方公共団体その他公共的団体
- （2）香美市内を拠点として活動する個人又は会社その他団体

使用可能なイベント等〈例〉

- ・日曜日
- ・マルシェ
- ・キッチンカー
- ・グルメフェスティバル（ただし、火災のリスクが非常に高いイベントは許可できません。）
- ・フリーマーケット
- ・ワークショップ
- ・講演会
- ・防災啓発イベント

※上記のいずれかに該当するイベントでも、内容によっては許可できない場合があります。

使用を許可できないもの〈例〉

- ・ビアガーデン等の飲酒がメインとなるイベント
- ・音楽ライブ等、大音量を伴うイベント
- ・BBQ やプロパンガスを大量に使用する調理イベント等、火災のリスクが非常に高いイベント
- ・反社会的な活動、違法行為、特定の政治的・宗教的活動を助長するイベント

- ・清掃が行き届かない、管理体制が不十分であるなど、市のイメージを損なう恐れのあるイベント
- ・換気設備が不十分な状況での煙や匂いが大量に出る等、悪臭を伴うイベント

使用までの流れ

①事前相談

- ・申請書等を提出する前に商工観光課（0887-53-1084）へご相談ください（使用希望日の3週間前までに）。

②申請書の提出

- ・使用許可申請書（様式第1号）に必要事項を記入して、使用希望日の2週間前までに商工観光課へご提出ください。
- ・提出方法は、持参、郵送、メールのいずれかでご提出ください。
- ・申請書に記載の添付書類に加えて下記の書類をご提出いただく場合があります。

添付書類

- ・事業内容の詳細がわかるもの（実施計画書、チラシ等）
- ・その他管理責任者が必要と認める書類

・下記のいずれかに該当する場合は使用料を減免することができます。減免を受けようとする場合は、使用料減免申請書（様式第4号）をご提出ください。

- （1）国又は他の地方公共団体その他公共的団体が公用又は公共用その他公益上の目的のために使用するとき。
- （2）災害その他緊急やむを得ない事態の発生に伴い、応急用として短期間使用させるとき。
- （3）上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

③使用許可書の発行

- ・使用を許可する場合は、財政課より使用許可書（様式第2号）が交付されます。
- ・使用を許可しない場合は、使用不許可決定書（様式第3号）が交付されます。
- ・減免の申請をされた方については、許可する場合は使用料減免決定通知書（様式第5号）、許可しない場合は使用料減免却下通知書（様式第6号）が交付されます。

④使用料の支払

- ・期限内に使用料を前納していただく必要があります。期限内にお支払いが確認できない場合は使用許可を取り下げることがありますのでご注意ください。

⑤使用

- ・当日は許可した使用時間を遵守してください。また、近隣住民等の迷惑になるような行為は厳に慎んでください。
- ・使用の際は、使用許可書を携帯し、指示があった場合は速やかに提示をしてください。
- ・万一、施設の一部破損等トラブルがあった場合は、速やかに財政課に報告してください。

※使用の変更・中止

- ・使用当日までに内容に変更が生じた場合や使用を中止する場合は、速やかに使用変更・中止申請書（様式第7号）をご提出ください。

火気使用と損害賠償に関する注意事項

- ・不特定多数の来場者が集まる催しで火気器具を使用する場合は、事前に香美市消防本部への届出が必要です。必要に応じてその副本の提示を求め場合があります。
- ・本施設内でのイベント等に関連して発生した事故、盗難、紛失、その他のトラブルについて、市は一切の責任を負いません。本施設の使用にあたり、不特定多数の来場が見込まれる場合や飲食の提供を行う場合は、予期せぬ事故による多額の賠償負担に備え、使用者の判断と責任において適切な賠償責任保険等へ加入することを強く推奨します。
- ・使用期間中に、使用者またはその関係者（来場者等を含む。）が施設及び設備・備品等を損傷または紛失した場合は、使用者にその損害額を賠償していただきます。

- ・事前相談先

香美市役所 商工観光課（本庁舎 4 階） TEL : 0887-53-1084

- ・申請書提出先（持参、郵送、メールのいずれか）

香美市役所 商工観光課

〒782-8501 香美市土佐山田町宝町 1-2-1 香美市役所商工観光課宛て

MAIL : shoko@city.kami.lg.jp

- ・使用許可（不許可）等の通知、使用の中止、施設の破損等のトラブル、その他
上記以外に関することの問い合わせ先

香美市役所 財政課（本庁舎 3 階） TEL : 0887-53-3113